

広報

たまの

3

2011
No.1123

目次

- P2 引っ越しをみをどうしよう?
- P4 岡山県議会議員選挙
- P5 シリーズ「協働のまちづくり」③
- P6 市からのお知らせ
- P12 市職員の給与等
- P13 講座・募集のお知らせ
- P14 犬の鑑札が新しくなりました
- P16 掲示板
- P18 講座ガイド
- P22 子育て応援ページ
- P24 文化センターガイド
- P25 相談のページ
- P26 保健のページ
- P27 くらしのガイド
- P28 タウンニュース

粗大ごみ臨時収集

次の日程で粗大ごみの臨時収集を行いますので、希望される人は、必ず3月中に東清掃センターへ申し込みをしてください（平日と同様すべて予約制です）。

また、当日は、東清掃センターに直接持ち込むこともできます。

なお、収集・持込とも、従来どおり品目1品ごとに料金がかかります。

■日時 / 4月2日(土)8時半～16時半

■主な粗大ごみ料金一覧表（税込み）

品名	収集単価	持込単価
照明器具、扇風機、掃除機、電気ストーブ、ホームこたつ、ホームこたつ板、ビデオデッキ、布団、毛布、イス、衣装ケース、自転車(22インチ未満)など	210円	126円
石油・ガスストーブ、電子レンジ、ガスコンロ、応接ソファ(1人掛)、自転車(22インチ以上)、カーペット・電気カーペット(6畳未満)など	525円	315円
応接ソファ(2人掛以上)、ベッド(シングル)、マットレス(シングル、スプリング入)、カーペット・電気カーペット(6畳以上)など	1,050円	630円
ベッド(ダブル、二段)など	1,575円	945円
マットレス(ダブル、スプリング入)など	2,100円	1,260円

他の品目については、玉野市ごみ分別辞典をご覧になるか、直接東清掃センターへお問い合わせください。

〒706-0141 槌ヶ原 3072-5 ☎21-3383

引っ越しの粗大ごみ収集

家電リサイクル法に定められたごみの処分は？

【対象家電の排出方法】

①小売店

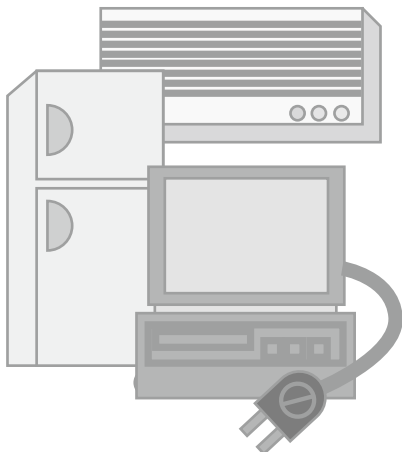
- ◎「過去に購入したお店」又は「買い替えるお店」に依頼してください。
- ◎買い替えの予定がなく、購入したお店がわからない場合も、一部の家電店では引き取りを行っていますので、ご相談ください。
- ◎いずれも、「リサイクル料金」+「収集・運搬手数料*（お店が定めた額）」が必要です。

②市

- ◎買い替えの予定がなく、購入したお店がわからない場合は、例外として東清掃センターで収集を行っています。また、持ち込みも可能です。
- ◎事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、「家電リサイクル券」と「郵便振替払込受付証明書」をご用意ください。
- ◎収集・持ち込みとも「リサイクル料金」+「収集・運搬手数料 2,625 円（税込・1台につき）」が必要です。

リサイクル料金(税込)の一例

- エアコン…………… 2,625 円
- テレビ…………… 2,835 円
- 冷蔵庫・冷凍庫…………… 4,830 円
- 洗濯機…………… 2,520 円
- 薄型テレビ(15V型以下) …… 1,785 円
- // (16V型以下) …… 2,835 円
- 衣類乾燥機…………… 2,520 円



③指定引取場所

- ◎指定引取場所に自分で持ち込むこともできます。この場合、収集・運搬手数料は不要ですが、事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、「家電リサイクル券」と「郵便振替払込受付証明書」をお持ちください。

※引き取りを行った店舗等から家電メーカーのリサイクル施設等へ運搬するための手数料です。

■申込み・問合せ／東清掃センター

岡山県議会議員選挙

玉野市選挙区

今回の選挙は、今後4年間、私たちの代表として岡山県政を担っていく人を選ぶ大切な選挙です。有権者の皆さん、進んで投票に参加しましょう。

■告示日/4月1日(金)

■投票日/4月10日(日) 7時~18時

※選挙当日の投票時間は2時間短縮されました。
お間違いのないようご注意ください。

投票日当日、仕事や旅行などで投票所に行けない人や、病気・妊娠などで歩行が困難な人などは、あらかじめ期日前投票をすることができます。

投票所入場券をお持ちください。印鑑は不要です。

●期日前投票

■投票期間/4月2日(土)~9日(土)

■投票時間/8時半~20時

■投票場所/市役所1階 期日前投票所

■開票/4月10日(日) 20時15分

■場所/玉野市総合体育館
(レクレーション ミーティングホール)

岡山県統一標語
もっとよい岡山で、その一票。

■投票できる人は？

投票するには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。

■選挙人名簿に登録されるのは？

平成3年4月11日以前(4月11日を含む)に生まれた人で、平成22年12月31日以前(12月31日を含む)に玉野市の住民基本台帳に登録され、3月31日現在、引き続き市内に居住している人です。

※玉野市に転入されても転入届をしていなければ、選挙人名簿に登録されません。

※定数については、前回と同様2名です。

投票日当日の投票や期日前投票以外にも次のような投票の方法がありますので、ぜひご利用ください。

●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの人は障害名及び障害の程度により郵便等による不在者投票をすることができます。また、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人も郵便等による不在者投票をすることができます。

いずれも自書できる人が対象となります。
郵便等による不在者投票をするには、あらかじめ選挙管理委員会委員長が交付する郵便等投票証明書の交付を受けることが必要にな

ります。

※自書できない人にも代理記載制度があります。

上記の郵便等による不在者投票をする人ができる人で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている人及び戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている人は、自らの代理で投票に関する記載をさせることができます。

●指定病院等における不在者投票

各都道府県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者施設等に入院、入所している場合は、その施設等の長に申し出ればその施設において不在者投票をすることができます。

●点字・代理投票

目の不自由な人は、点字で投票ができます。点字器は投票所に備えています。点字用投票用紙をお渡ししますので係員に申し出てください。

また、身体が不自由で字が書けない人は投票所の係員が代筆しますので投票所で申し出てください。この場合に、投票の秘密は完全に守られます。

玉野市議会議員選挙の投票日は
4月24日(日)です。

■問合せ/選挙管理委員会事務局 ☎32-5568

協働特集

シリーズ「協働のまちづくり」③ まちづくりの主役は「あなた」

まちづくりの原則や、基本的なルールを定めた「玉野市協働のまちづくり基本条例」が4月1日から施行されます。

まちづくりのキーワードは3つ

参加

情報共有

協働



©いしいひさいち

自分たちの手で魅力ある住みよい地域づくりをするために

- ◆地域の思いを実現するために、市民の皆さんに積極的にまちづくりに参加していただき、市民と行政がお互いに役割を分担し、対等な立場で協力しながらまちづくりを行う、「協働のまちづくり」を進めましょう。
- ◆「協働のまちづくり」は、「自分たちのまちを良くしたい」「自分たちの住んでいるまちをこんなまちにしたい」「自分たちのまちがこうだったらいいのに」といった市民の皆さんの率直な「思い」を、町内会、NPOをはじめとするまちづくり団体への参加など、様々な方法により実際に行動に移していただき、皆さんの手で実現していくまちづくりの事です。
- ◆また、市民の皆さんから行政に対する一方的な要望に対し、行政がこれに応えるという、これまでの「要望・陳情型」の関係ではなく、市民の皆さんと行政がお互いに知恵を出し合い、連携・協力して地域の課題解決に取り組む「提案・協働型」のまちづくりを進めることにより、「こうあってほしい」と市民が望むまちを実現していくことが「協働のまちづくり」です。

■問合せ／総合政策課 ☎32-5505 Eメール seisaku@city.tamano.okayama.jp

◆◆ 市からのお知らせ ◆◆

これからの公共施設は何が必要か！

玉野市公共施設整備委員会

これからの玉野市を考えた時、市民の皆さんにとって本当に必要な施設は何なのかについて検討する、市民による委員会「玉野市公共施設整備委員会」が昨年11月1日にスタートしました。

第1回会議

市民会館の老朽化が激しく、駐車スペースが少ないなどの意見から、まず、市民ホールとして複合機能を持った施設を中心に検討することとなりました。

第2回会議

各委員から、「身の丈に合った規模に」、「他の施設と機能が重複しないように」、「多くの市民が利用できる施設に」などの意見が市民から寄せられているとの報告がありました。

また、市民会館・その他のホール、図書館等について、施設概要、利用状況及び他市の事例などの基礎情報を示して、今後どのように議論をすすめていくのか協議が行われ、より詳細な利用状況などの情報を基に、検討していくことになりました。



あなたのご意見、聞かせてください！

今後の委員会を進めるための参考として、市民の皆さんのご意見を募集します。

■問合せ／総合政策課 ☎32-5505 FAX 32-5507
〒706-8510 宇野 1-27-1
Eメール seisaku@city.tamano.okayama.jp

税務課からのお知らせ

原付・軽自動車の
廃車手続き

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有（使用）者に課税されます。

軽自動車や原動機付自転車を譲ったり、壊れて動かなくなったり、今後使用しないときは、必ず4月1日までに所定の手続きを完了してください。

4月2日以降に手続きをした場合、平成23年度の税金が課税されます。早めに手続きをしましょう。



■手続き先

- 原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（農耕作業用、特殊作業用）
- ↓税務課 ☎32・5510
- 二輪車（125cc超）↓岡山運輸支局

☎050・5540・2072

○軽自動車（三輪、四輪）↓

軽自動車検査協会

☎086・245・3600

農耕作業用自動車を
未登録の人は申告を

農耕作業用自動車（刈り取り脱穀作業車を含む）や小型特殊自動車（三輪を含む）をお持ちの人で、登録手続きが済んでいなかったり、廃車などにされた人は申告が必要です。

■問合せ／税務課 ☎32・5510

ご存じですか？
広域戸籍

市役所及び各市民センターでは、岡山市及び倉敷市に本籍のある（あった）人の戸籍証明書（戸籍謄抄本、附票等）を発行することができます。

なお、戸籍証明書の請求をする時には、窓口にて運転免許証や写真付き本人確認書類の提示が必要です。お持ちでない場合は、保険証、年金手帳、後期高齢医療受給者証など2点以上の本人確認書類が必要です。

■問合せ／住民子育て課 ☎32・5521

中央市民センター 臨時職員募集

- 募集人員／社会福祉士又は保健師等1人
- 勤務地／中央市民センター（文化センター内）
- 勤務内容／地域の生活課題への対応やささえあいのネットワークづくりの支援
- 期間／4月1日（金）～9月30日（金）
- （平成24年3月31日まで再雇用あり）
- 勤務時間／8時半～17時15分
- 申込方法／履歴書と資格証を中央市民センターまでお持ちください。
- 申込締切／3月18日（金）
- 申込み・問合せ／中央市民センター（文化センター内）
☎31・3711

プレジャーボート係留 希望者募集

- 野々浜港（田井）小型船舶係留施設の使用者を募集します。
- 募集隻数／3隻（ただし、補欠として10隻を登録）
 - 応募資格／市内に住所を有し、市税及び係留施設使用料に未納のない人
 - 対象船舶／現在玉野市の水域に係留している船舶
 - ※マリナー等に係留している船舶は対象外
 - 受付期間／3月1日（火）～18日（金）8時半～17時15分
 - ※土・日・祝日は除く
 - 申込方法／申込書類を土木課までお持ちください。
 - 申込書類は土木課、又は市ホームページにあります。
 - 申込み・問合せ／土木課
☎32・5540

空き店舗情報をお寄せください！

- 市内の空き店舗情報を募集しています。
- 物件情報は市ホームページに掲載し、出店希望者に提供します。
- 所有している物件を「貸したい」「売りたい」とお考えの人はお気軽に情報をお寄せください。空き店舗を解消するチャンスです！
- ※市ホームページからも物件登録できます。登録料・掲載料不要。
- ※市では登録された物件の情報提供のみを行っており、当事者間の交渉や契約等には関与していません。
- 問合せ／商工観光課
☎33・5005

現行の景気対応緊急保証 制度終了のお知らせ

- この制度は国の中小企業支援（業況の悪化した中小企業者の資金繰りの応援）対策として導入されたもので、セーフティネット5号要件の対象業種の指定基準・利用企業の認定基準が緩和されています。
- 期間／3月31日（木）まで
 - 対象業種の指定基準の緩和・追加／原則として全業種（例外業種を除く）の中小企業
 - 利用企業の認定要件の緩和・追加／2年前と比較して売上等が減少している中小企業
 - ※2年前同期と比較して最近3か月間の平均売上高等の減少を要件とする「認定要件（ホ）」が追加されています。

■対象企業／指定された業種に属し、売上等の減少について市区町村長の認定を受けた中小企業

- ご利用のメリット／
- 保証限度額が一般保証とは別枠になります（保証限度額2億8000万円〔うち無担保8000万円〕まで）。
- 信用保証料率が一般保証と比べて、低めに設定されています（年0.80%以下）。
- 保証期間が長めに設定されています（最長10年）。
- 借換えにより資金繰りの円滑化が図れます（責任共有対象外の一般保証の借換えが可能）。

- ※平成23年4月からは、対象業種が変更される予定です。詳しくは、広報たまの4月号でお知らせします。
- まずは、お近くの金融機関、岡山県信用保証協会へお尋ねください。

- 景気対応緊急保証制度（セーフティネット）に関する相談窓口／
- 岡山県信用保証協会
☎086・243・1121
- 中国経済産業局中小企業課
☎082・224・5661

3月は日曜開庁を 2回実施します

平日に市役所に来れない人、
日曜日もやってるよ！



©いしいひさいち

- 開庁日／
3月6日（日）、27日（日）
- 開庁時間／
8時半～17時15分

- 取扱業務／
住民票、国民健康保険、税証明等
- ※システムの都合上、取り扱いができない業務があります。詳しくは事前に担当課へお問い合わせください。

- 問合せ／
住民子育て課（住民票、戸籍、印鑑証明、子ども医療、子ども手当）
☎32-5521、5554
- 保険課（国民健康保険の手続き、保険料の支払い）
☎32-5528
- 税務課（各種税証明、納税相談）
☎32-5510

- 問合せ／商工観光課
☎33・5005

◆◆ 市からのお知らせ ◆◆

都市計画原案(特別用途地区)公聴会等のお知らせ

岡山県南広域都市計画特別用途地区(大規模集客施設制限地区)を決定するため、原案の縦覧を行うとともに公聴会を開催します。

原案に対する意見がある人、又は公聴会に出席して原案に対する意見を述べようとする人は、縦覧期間中に意見書、公述申出書を提出してください。

都市計画原案の縦覧及び意見書、公述申出書の提出

■縦覧期間／3月2日(水)～15日(火) 8時半～17時15分
※土・日・祝日は除く

■縦覧場所／都市計画課
■意見書・公述申出書／縦覧場所に備え付けている所定の様式に意見を記入して、都市計画課へ提出してください。

公聴会

■開催日時／3月18日(金) 13時半～

※ただし、原案の縦覧期間中に公述申出書及び意見書の提出がない場合には、公聴会を中止します。

■開催場所／水道庁舎 1階 大会議室

公述人の選定

公述申出書を提出した人が多数の場合は、公述人の人数、又は時間をあらかじめ制限することがあります。

また、原案に関係のない意見は述べる事ができません。

公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する人は、当日直接会場へお越しください(先着30人)。

なお、公聴会開催の有無については、縦覧期間終了後、公聴会開催日までに都市計画課へお問い合わせください。

共通

◆問合せ／都市計画課

☎32・5538

市民コンサート

第6回 春風☆コンサート



■日時／3月27日(日)
14時開演(13時半開場)

■場所／市民会館 ホール

■曲目／マンシーニメドレー、
マイフェアレディメドレー、
芸術家の生涯 他

■入場料／無料

■主催／市民コンサート実行委員会

■問合せ／
市民コンサート実行委員会事務局
(生涯学習課内) ☎32-5577

市営駐車場定期利用者募集

使用期間の満了に伴い、次のとおり新規の定期利用者を募集します。

■応募資格／自動車(車長4.7メートル、車幅1.7メートル、車高3.8メートル以下)を所有し、駐車場設置地区に居住する人、又は事業所のある法人(1戸または1事業所につき1区画)で、駐車料金及び市税等を完納していること。

■受付期間／3月1日(火)～7日(月) 9時～17時
※市役所及び各市民センターについては土・日を除く

■使用期間／4月1日(金)～平成25年3月31日(日)

■月額使用料／普通車区画 宇野駐車場 5000円
宇野以外 4000円
軽四区画 3500円

■申込方法／自動車検査証、印鑑をお持ちになり、右表の受付場所へお申し込みください。利用者及び利用区画は、後日抽選で決定します。

■募集する駐車場／

駐車場	区画数 (うち軽四区画数)	受付場所
玉	149	玉駐車場管理事務所
奥玉	31	玉市民センター
玉原	74(5)	玉原市民センター
玉原ニュータウン	15(4)	
玉原第2	63(7)	
和田	33	和田市民センター
築港(山手)	24(1)	市役所都市計画課
築港(跨線橋)	3(2)	
宇野	30(1)	

■問合せ／都市計画課 ☎32-5538

街路灯・防犯灯の 管球交換について

中国電力(株)が実施してきた街路灯・防犯灯の無償管球交換は3月31日(木)で終了します。

これに伴い、市が維持管理している街路灯及び地区が維持管理している防犯灯(個人・企業等の管理分を除く)に限り、4月から市で管球交換のみを行う予定です。

町内会・自治会で管理されている防犯灯の位置・数量等を把握するため、昨年10月以降中国電力(株)から各町内会・自治会に送付されている防犯灯の地図及び一覧表を提出してください。

地図及び一覧表の見本は市民活動支援課及び各市民センターにあります。

困った… こんなときどうすれば 31

Q.家族が亡くなりました。斎場で葬儀・通夜ができると聞いたのですが、どうすればいいですか？

A.故人、又は喪主が市民の場合は、1日2組まで斎場待合室で30人程度の葬儀・通夜ができます。

ただし、葬儀・通夜以外(法事・法要・壇上げ等)には使用できません。

また、市有祭壇以外の飾り付けができないなどの規制がありますので、事前にご相談ください。

■問合せ／生活環境課
☎32-5520

なお、管球交換の依頼方法については、広報たまの4月号でお知らせします。

■提出先／市民活動支援課、又は各市民センター

■提出期限／3月14日(月)

■問合せ／市民活動支援課

☎32・5567

下水道料金の納め忘れはありませんか？

下水道使用料とは

各家庭や事業所から排出される汚水を、きれいな水に浄化処理するために必要な財源で、下水処理場・ポンプ場の運転管理や下水道管の清掃・補修など、下水道施設の維持管理に充てています。排出される汚水量に応じて使用者の人にご負担いただくものです。

受益者負担金とは

下水道が整備された地域の土地所有者等の皆さんに、下水道工事に関する事業費の一部を、お持ちの土地の面積に応じてご負担いただくものです。

※これは、下水道の管理・運営上必要な費用ですので、納め忘れないようにお願いします。

なお、納期及び支払方法が不明な場合はお問い合わせください。

■問合せ／下水道課

☎32・2777

玉野備南高校聴講生募集

■募集人員／若干名

■受講資格／市内在住、又は在勤で学習意欲のある人

■受講内容／特定科目を生徒と一緒に受講(主に夜間)

■募集期間／4月1日(金)～8日(金)

■聴講生招集日／4月11日(月)

■受講時期／4月中旬～

■受講料／月額1000円

■その他／設備等の関係で受講できない科目があります。

■問合せ／玉野備南高校

☎83・9100

玉野福祉チャレンジフォーラム

■日時／3月21日(月・祝)

(午前の部) 10時20分～

講演I「成年後見人の必要性及び役割」 講師:竹内 俊一氏(弁護士)

講演II「日本の社会保障の行方」 講師:高原 亮治氏(上智大学教授)

(午後の部) 13時半～

映画「星の国から孫ふたり～「自閉症」児の贈りもの～」と槇坪 尋鶴子 監督の講演

■場所／荘内市民センター

■入場料／無料

(午後の部のみ整理券が必要です)

※整理券は、3月3日(木)から社会福祉事務所で配布します。

■問合せ／社会福祉事務所 ☎32-5556



まきつば 槇坪 尋鶴子 監督

